

京都市告示第 201 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき，平成 15 年 12 月 17 日付けで認可した熊田区民の会の代表者，主たる事務所及び区域の変更の届出があったので，同条第 10 項の規定により，次のとおり告示します。

平成 24 年 8 月 7 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

変更前	変更後
赤羽 幸夫	澤 央

2 代表者の住所

変更前	変更後
京都市右京区京北熊田町坊 19 番地	京都市右京区京北熊田町 木戸ヶ谷 11 番地 7

3 主たる事務所の所在地

変更前	変更後
京都府北桑田郡京北町大字熊田 小字宮ノ前 32 番地 2	京都市右京区京北熊田町 宮ノ前 32 番地の 2

4 区域の変更

変更前	変更後
京都府北桑田郡京北町大字熊田 の区域	京都市右京区京北熊田町 の区域

(文化市民局地域自治推進室)